

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、講習が中止又は延期になる場合がありますので、予めご了承下さい。

北海道労働局長登録教習機関
登録番号 北労衛教第2号
(公社)北海道労働基準協会連合会岩見沢支部
(岩見沢労働基準協会内)

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法第14条(安衛施行令第6条18号・20号)の規定に基づき、特定化学物質・四アルキル鉛等を取り扱う作業に労働者を従事される場合、事業主は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を選任し、作業の指揮やその他規則で定める職務を行わせなければならないとされています。

(次頁の、①別表第三 特定化学物質、②別表第五 四アルキル鉛等業務をご参照下さい)

つきましては、標題の講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。



特定化学物質障害予防規則等の改正により「溶接ヒューム」(金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質)が、特定化学物質の第2類物質に新たに追加された為、「溶接ヒューム」の製造又は取扱作業を行う場合は、特定化学物質作業主任者の選任が必要になります。(R4.4.1施行)

《 注意 「特別有機溶剤業務」について 》

次の10物質について、有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられました
クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

※上記10物質の有機溶剤業務と、エチルベンゼンの塗装業務、一・ニ-ジクロロプロパンの洗浄・払拭業務については、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。

したがって、本講習を受けても、これらの物質取扱業務の作業主任者にはなりません。

1 講習日程 (2日間・休憩時間含)

※定員36名に達し次第締め切り

	受講日時	会場	受付期間
①	令和4年10月11日(火) 9:00~17:00	駅東市民広場 イベントホール赤れんが (岩見沢市有明南1番地 7)	令和4年 7月25日より 受付開始
	令和4年10月12日(水) 9:00~17:00		

2 講習料

14,080円(消費税込み)

内訳:受講料12,100円、テキスト代1,980円

3 使用するテキスト

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト(中災防発行)

4 写真について

写真2枚(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)



5 申込み要領

受講申込書に、講習料、上記の写真を添えて、受付期間内に協会窓口を持参または現金書留でお申し込み下さい。(※振込み希望の場合は、ご連絡下さい)

6 講習科目・時間数

講習科目	時間数	講習科目	時間数
特定化学物質・四アルキル鉛による健康障害及びその予防措置に関する知識	4時間	保護具に関する知識	2時間
		関係法令	2時間
作業環境の改善方法に関する知識	4時間	学科修了試験	1時間

※修了試験を行い、合格者に修了証を後日交付します。

7 受講の取消

講習初日の前々日営業日までに取消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

8 注意事項

遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意ください。

〒068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階 岩見沢労働基準協会内
公益社団法人 北海道労働基準協会連合会岩見沢支部 TEL 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770

本講習は「人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース」の対象になります。
必要な書類・証明等は、(公社)北海道労働基準協会連合会(011-747-6141)にお問合せ下さい。

①別表第三 特定化学物質

第一類物質	<p>1 ジクロルベンジジン及びその塩</p> <p>2 アルファ-ナフチルアミン及びその塩</p> <p>3 塩素化ビフェニル (別名PCB)</p> <p>4 オルト-トリジン及びその塩</p> <p>5 ジアニシジン及びその塩</p> <p>6 ベリリウム及びその化合物</p> <p>7 ベンゾトリクロリド</p> <p>8 1から6までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物 (合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る)</p>
第二類物質	<p>●追加 溶接ヒューム</p> <p>1 アクリルアミド</p> <p>2 アクリロニトリル</p> <p>3 アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)</p> <p>3の2 インジウム化合物</p> <p>◆3の3 エチルベンゼン</p> <p>4 エチレンジイミン</p> <p>5 エチレンオキシド</p> <p>6 塩化ビニル</p> <p>7 塩素</p> <p>8 オーラミン</p> <p>8の2 オルト-トルイジン</p> <p>9 オルト-フタロジニトリル</p> <p>10 カドミウム及びその化合物</p> <p>11 クロム酸及びその塩</p> <p>◆11の2 クロロホルム</p> <p>12 クロロメチルメチルエーテル</p> <p>13 五酸化バナジウム</p> <p>13の2 コバルト及びその無機化合物</p> <p>14 コールタール</p> <p>15 酸化プロピレン</p> <p>15の2 三酸化二アンチモン</p> <p>16 シアン化カリウム</p> <p>17 シアン化水素</p> <p>18 シアン化ナトリウム</p> <p>◆18の2 四塩化炭素</p> <p>◆18の3 一・四-ジオキサソ</p> <p>◆18の4 一・二-ジクロロエタン</p> <p>19 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン</p> <p>◆19の2 一・二-ジクロロプロパン</p> <p>◆19の3 ジクロロメタン</p> <p>19の4 ジメチル-二・二-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)</p> <p>19の5 一・一-ジメチルヒドラジン</p> <p>20 臭化メチル</p> <p>21 重クロム酸及びその塩</p> <p>22 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)</p> <p>★◆22の2 スチレン</p> <p>◆22の3 一・一・二・二-テトラクロロエタン</p> <p>★◆22の4 テトラクロロエチレン</p> <p>★◆22の5 トリクロロエチレン</p> <p>23 トリレンジイソシアネート</p> <p>23の2 ナフタリン</p> <p>23の3 ニツケル化合物 (24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)</p> <p>24 ニツケルカルボニル</p> <p>25 ニトログリコール</p> <p>26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン</p> <p>27 パラ-ニトロクロルベンゼン</p> <p>27の2 砒(ひ)素及びその化合物 (アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。)</p> <p>28 弗(ふつ)化水素</p> <p>29 ベーター-プロピオラクトン</p> <p>30 ベンゼン</p> <p>31 ペンタクロルフェノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩</p> <p>31の2 ホルムアルデヒド</p> <p>32 マゼンタ</p> <p>33 マンガン及びその化合物 (※R3.4.1から、塩基性酸化マンガンも対象)</p> <p>◆33の2 メチルイソブチルケトン</p> <p>34 沃(よう)化メチル</p> <p>34の2 リフラクトリーセラミックファイバー</p> <p>35 硫化水素</p> <p>36 硫酸ジメチル</p> <p>37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p>
第三類物質	<p>1 アンモニア 2 一酸化炭素 3 塩化水素 4 硝酸</p> <p>5 二酸化硫黄 6 フェノール 7 ホスゲン 8 硫酸</p> <p>9 1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p>

《注意》

◆印のついている「特別有機溶剤」については、**有機溶剤作業主任者技能講習修了者**から、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません。
したがって、本講習を受講してもこれらの物質取扱業務の作業主任者にはなれません。

★印のついている物質については、女性労働者の就業禁止対象です。(特化則の規定による作業環境測定結果の評価により、第三管理区分に区分された屋内作業場における業務)

②別表第五 四アルキル鉛等業務

一	四アルキル鉛 (四メチル鉛、四エチル鉛、一メチル・三エチル鉛、二メチル・二エチル鉛及び三メチル・一エチル鉛並びにこれらを含有するアンチノック剤をいう。以下同じ。) を製造する業務 (四アルキル鉛が生成する工程以後の工程に係るものに限る。)
二	四アルキル鉛をガソリンに混入する業務 (四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む。)
三	前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改造、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務 (次号に掲げる業務に該当するものを除く。)
四	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン (四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。)(以下「四アルキル鉛等」という。) によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
五	四アルキル鉛等を含有する残さい物 (廃液を含む。以下同じ。) を取り扱う業務
六	四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務
八	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所の汚染を除去する業務 (第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。)